

(仮称) 宮城県歯と口腔の健康づくり基本計画 (最終案) について

平成 23 年 9 月 8 日 宮城県保健福祉部健康推進課

1 最終案作成に当たり追記した事項について

- 誤字・脱字の修正, 語調の整理, 用語・表記の統一を行った。
- 障がい児 (者) の歯科疾患状況等 (8 頁, 12 頁)
調査結果に基づき, 2-1-(5)障がい児 (者) の歯科疾患状況 (8 頁) 及び 2-2-(5)障がい児 (者) の歯科口腔保健対策 (12 頁) を追記した。
- 震災に係る記述 (13 頁)
東日本大震災の発生に伴い, 3-1 施策の推進における連携づくりの推進 (13 頁) に, 震災に係る記述を追記した。
- 参考資料 (36 頁以降)
参考資料として, 「用語解説」「宮城県歯と口腔の健康づくり推進条例」等を追記した (36 頁以降)。

2 御意見に基づき修正した事項について

- 歯科医師会, 医師会の連携 (17 頁ほか)
歯科医師会と医師会の連携に関連して, 4-1-(1)-ニほか, 各ライフステージ等の「期待される取組」の「歯科医師会」「医師会」の項目に以下の内容を追記した (17 頁, 19・20 頁, 22 頁, 25 頁 28 頁, 30 頁)。

歯科医師会	<ul style="list-style-type: none"> ・歯と口腔の健康管理が, 全身の健康保持に大きな役割を果たしていることについて啓発に努める。 ・歯科医療機関は, 患者等に, 全身の健康管理の重要性について情報提供し, 治療が必要な場合には医療機関の受診を勧めるよう努める。
医師会	<ul style="list-style-type: none"> ・……患者等に, 歯と口腔の健康管理の重要性について情報提供し, 歯科治療が必要な場合には歯科医療機関の受診を勧めるよう努める。

- パブリックコメントの意見^{別紙 1}を踏まえて, 次のとおり修正を行った。
 - ・ フッ化物応用の場合の留意事項等 (17 頁, 19 頁, 20 頁)
4-1-(1)-ニ及び 4-1-(2)-ニの「期待される取組」の「保育所等」「学校」の項目に, 「保育所等 (学校) でフッ化物洗口などのフッ化物応用を実施する場合には, 歯科医師会等関係機関と連携の上, 保護者に対して具体的な方法や効果と安全性などについて十分に説明し, 実施希望を踏まえて実施する」と追記した (17 頁, 20 頁)。
併せて, 「歯科医師会・歯科衛生士会」の項目に, 「フッ化物応用の具体的な方法や効果と安全性, その他の効果的なむし歯予防策の助言」という記述 (下線部) を

追記した（17頁，19頁）。

○ 関係機関，庁内関係課等からの意見別紙2を踏まえて修正を行った。

主な修正は，次のとおり。

- ・ 地域団体（食生活改善推進員連絡協議会等）に期待される取組（17頁ほか）

地域団体（食生活改善推進員連絡協議会・栄養士会等）について，4-1-(1)ニほか各ライフステージ等の「期待される取組」として，「望ましい食生活やよくかみ，味わって食べることの大切さの普及啓発」と追記した（17頁，20頁，22頁，25頁，28頁，30頁）。

- ・ 障がい児（者）の歯科的特徴等（29頁）

障がい児（者）の4-2-(1)「歯科的特徴」及び4-2-(2)「現状と課題」について，意見に基づく修正を行った（29頁）。

中間案	最終案
<p>2 障がい児（者）における歯科口腔保健</p> <p>(1) 歯科的特徴</p> <ul style="list-style-type: none">・ 障がいの種類や程度によっては，<u>歯磨きが困難であったり，口の自浄作用の働きが悪かったり障がい児（者）とのコミュニケーションがうまくいかず，適切な口腔清掃指導ができない場合があります。このため，歯や口の疾患が発症し，重症化しやすくなる傾向があります。</u>・ <u>歯の数，形態異常，形成不全や歯並びの異常などが見られることがあります。また，食べる機能やかむ機能について問題を抱えている場合があります。</u>・ <u>服用している薬剤によっては，歯肉の肥大やだ液分泌の減少などが見られることがあります。</u>	<p>2 障がい児（者）における歯科口腔保健</p> <p>(1) 歯科的特徴</p> <ul style="list-style-type: none">・ 障がいの種類や程度によっては，<u>歯磨きが困難であったり，口腔ケアを自己管理できず，口腔の衛生状態が悪化したり，むし歯や歯周疾患が重症化してしまうこともあります。</u>
<p>(2) 現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none">・ <u>障がい児(者)の歯科に関する実態がほとんど把握されておらず，また，取り組みもほとんどなされていません。しかし，障がい児（者）に対する歯科口腔保健医療における問題は，<u>歯科治療を行う場合に意思疎通が図りにくい，全身疾患が伴う，行動管理が困難などにより，歯科治療ニーズがあっても歯科受診が遅れがちになり，受診しても望ましい治療が困難となるケースがみられます。</u></u>	<p>(2) 現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none">・ <u>障がい児(者)の歯科口腔保健に関する実態がほとんど把握されておらず，また，取組も十分ではありません。</u>

<ul style="list-style-type: none"> 本人自身が口腔ケアを行うことが困難であるケースがみられ、<u>保護者や介助者の支援を受けながら口腔ケアを行うとともに、かかりつけ歯科医等によるプロフェッショナルケアが一般の人以上に必要です。特にむし歯予防のためのフッ化物応用に積極的に取り組む必要があります。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> <u>口腔ケアを希望する障がい児（者）が利用できる歯科医療機関について、情報提供が十分でなく、探すことが難しい場合があります。</u> 本人自身が口腔ケアを行うことが困難であるケースや適切な口腔清掃指導ができない場合もあるため、<u>保護者や介助者の支援とフッ化物応用等を活用しながら、かかりつけ歯科医等によるプロフェッショナルケア（注26）等を行っていく必要があります。</u>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別紙 1

《健康推進課ホームページ掲載用原稿》

「(仮称) 宮城県歯と口腔の健康づくり基本計画 (中間案)」に対する意見提出
手続 (パブリックコメント) の結果とご意見・ご提言に対する宮城県の考え方

平成 23 年 9 月 8 日

宮城県では、「(仮称) 宮城県歯と口腔の健康づくり基本計画 (中間案)」につ
いて、平成 23 年 2 月 18 日から平成 23 年 3 月 17 日までの間、ホームペー
ジ等を通じ県民のみなさまのご意見等を募集しました。

この結果、19 人から合計 34 件の貴重なご意見・ご提言をいただきました。
いただきましたご意見等につきましては、この計画策定の参考とさせていただ
きました。ご協力ありがとうございました。

ご意見等に対する宮城県の考え方につきまして、別紙のとおり回答いたしま
す。